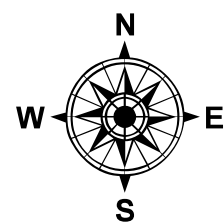
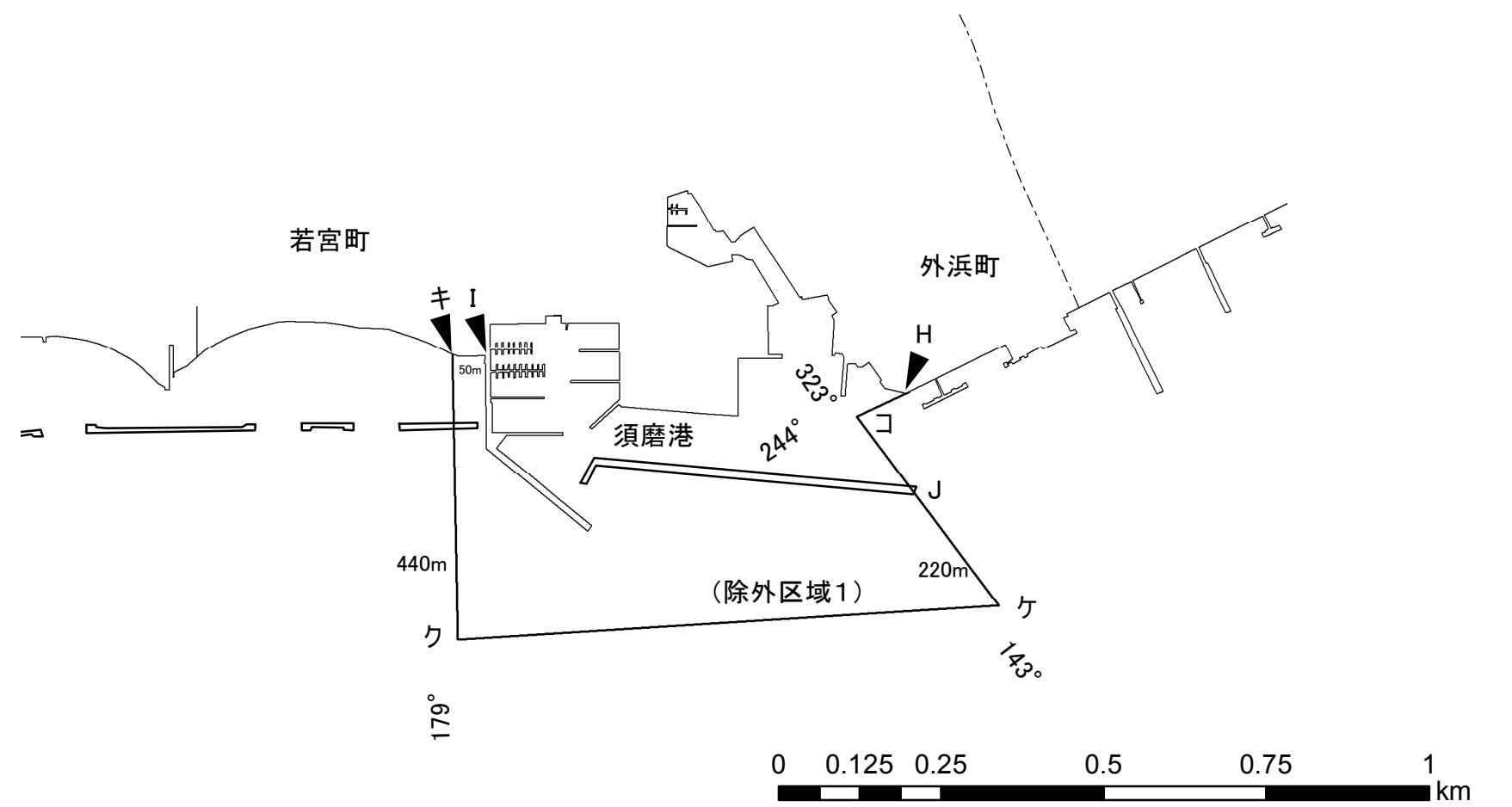
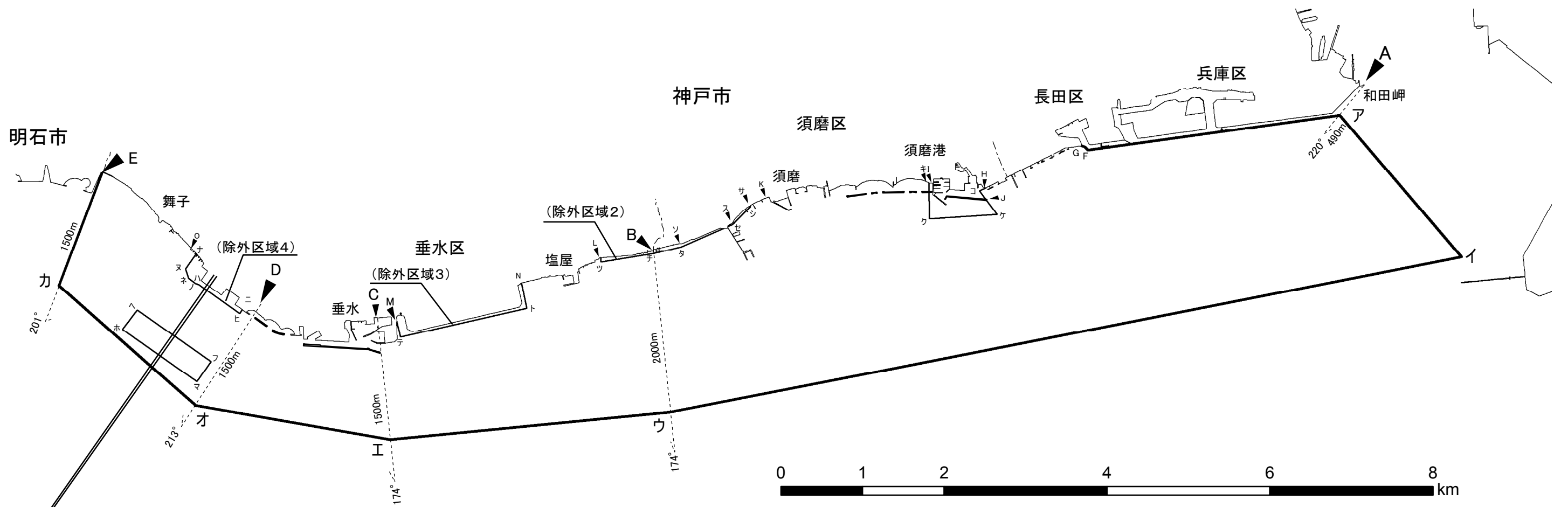


免許 番号	免許の内容となるべき事項			漁業者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	
共 第 3 号	第2種共同漁業	建網漁業	1月1日から12月31日まで	神戸市漁協 兵庫漁協
	"	いかかご網漁業	1月1日から12月31日まで	
	"	雑漁かご網漁業	1月1日から12月31日まで	
<p>漁場の位置</p> <p>神戸市兵庫区から同市垂水区に至る間の地先</p> <p>漁場の区域</p> <p>次の点のうちF、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びEを結んだ線及びFとGを結んだ線（防波堤に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。</p> <p>（除外区域1） 点キ、ク、ケ、J、コ及びHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>（除外区域2） 点サ、シ、セ、タ、チ、ツ及びLを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>（除外区域3） 点M、テ、ト及びNを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>（除外区域4） 点ナ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びニを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>（除外区域5） 点フ、ヘ、ホ、マ及びPを結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置</p> <p>A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端 B 最大高潮時海岸線における神戸市須磨区・垂水区界（堺川尻中央） C 垂水漁港東側斜路西端 D アジュール舞子埋立前の最大高潮時海岸線における神戸市垂水区海岸通・東舞子町界 E 最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界 F 神戸市神戸港長田防波堤東端 G 神戸市神戸港長田防波堤基部 H 神戸市須磨区外浜町地先、神戸市船舶廃油処理場護岸南角 I 神戸市神戸港須磨西防波堤基部西端 J 神戸市神戸港須磨沖防波堤東端 K 神戸市須磨区一の谷川尻右岸の鉄道護岸角 L 神戸市垂水区塩屋町喜公橋南東端の橋脚直下の護岸角 M 神戸市垂水区垂水漁港旧東側護岸に設置した標識 N Mから71度45分1.605.08メートルの点 O 神戸市垂水区東舞子町・西舞子界東川船揚場東端 P 明石海峡大橋土塔基礎設置位置中心点（北緯34度37.44分、東経135度1.63分） ア Aから220度490メートルの点 イ アから139度2,300メートルの点 ウ Bから174度2,000メートルの点 エ Cから174度1,500メートルの点 オ Dから213度1,500メートルの点 カ Eから201度1,500メートルの点 キ Iから最大高潮時海岸線に沿い西へ50メートルの点 ク キから179度440メートルの点 ケ Jから143度220メートルの点 コ Jから323度の線とHから244度の線の交点 サ Kから鉄道護岸に沿い西へ160メートルの点 シ サから159度50メートルの点 ス Kから鉄道護岸に沿い西へ470メートルの点 セ スから174度50メートルの点 ソ Bから鉄道護岸に沿い東へ345メートルの点 タ ソから174度50メートルの点 チ Bから174度50メートルの点 ツ Lから174度50メートルの点 テ Mから166度200メートルの点 ト Nから167度10分340メートルの点 ナ Oから最大高潮時海岸線に沿い東へ80メートルの点 ニ Dから最大高潮時海岸線に沿い西へ152メートルの点 ヌ ナから215度230メートルの点 ネ ヌから161度116メートルの点 ノ ネから128度105メートルの点 ハ ノから115度40メートルの点 ヒ ハから125度の線とイから215度の線の交点 フ Pから110度570メートルの点 ヘ フから305度1,100メートルの点 ホ ヘから215度300メートルの点 マ ホから125度1,100メートルの点</p>				
制限又は条件				

漁業種の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記  
制限又は条件



平成25年9月1日 免許  
 共第3号漁場